

大牟田市競争入札参加者選定委員会規程

〔昭和63年8月23日〕
庁 達 第 2 号

改正	平成 2年 9月 3日庁達第 3号	平成 4年 4月 1日庁達第 2号
	平成 7年11月14日庁達第 6号	平成10年10月 1日庁達第18号
	平成11年 4月 1日庁達第 3号	平成14年 8月 1日庁達第15号
	平成17年 8月 1日庁達第15号	平成18年12月 1日庁達第19号
	平成19年 3月31日庁達第32号	平成20年 3月31日庁達第 4号
	平成21年 3月31日庁達第13号	平成23年 3月31日庁達第12号
	令和 3年 3月31日庁達第12号	令和 5年 3月31日庁達第12号
	令和 6年 3月29日庁達第 3号	

(設置)

第1条 本市が発注する建設工事並びに測量、調査及び設計（以下「建設工事等」という。）の請負業者並びに物品の買入れ及び製造の請負並びに不用品の売払い（以下「物品買入れ等」という。）の契約業者について、競争入札参加者等の選定を適正かつ公平に行うため、大牟田市競争入札参加者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 建設工事等又は物品買入れ等に係る一般競争入札の参加要件の決定
- (2) 建設工事等又は予定価格が1件1千万円以上の物品買入れ等に係る指名競争入札の参加者の選定
- (3) 建設工事等又は予定価格が1件1千万円以上の物品買入れ等に係る随意契約の見積参加者の選定
- (4) 建設工事等又は物品買入れ等に係る指名競争入札参加者の指名停止等の措置
- (5) その他建設工事等又は物品買入れ等の発注に関し特に必要があると認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、別表第1の区分により組織し、別表第2に定める代表委員及び委員をもって構成する。

2 代表委員は、会務を総理する。

3 代表委員に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ指名された委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じ、代表委員が招集する。

2 委員会の会議は、前条第1項に規定する委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、代表委員の決するところに

よる。

4 委員会の会議は、公開しないものとする。

5 委員会を開催するいとまがないとき又は特に輕易と認めたときは、文書の持回りにより委員会の審議に代えることができる。

(関係者の出席等)

第5条 委員会は、その職務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画総務部契約検査室において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この規程は、昭和63年8月24日から施行する。

2 大牟田市請負工事等指名業者推薦委員会規程（昭和55年庁達第1号）は、廃止する。

付 則 （平成2年9月3日庁達第3号）

この規程は、庁達の日から施行する。

付 則 （平成4年4月1日庁達第2号）

この規程は、庁達の日から施行する。

付 則 （平成7年11月14日庁達第6号）

この規程は、庁達の日から施行する。

付 則 （平成10年10月1日庁達第18号）

この規程は、庁達の日から施行する。

付 則 （平成11年4月1日庁達第3号）

この規程は、庁達の日から施行する。

付 則 （平成14年8月1日庁達第15号）

この規程は、庁達の日から施行する。

付 則 （平成17年8月1日庁達第15号）

この規程は、庁達の日から施行する。

付 則 （平成18年12月1日庁達第19号）

この規程は、庁達の日から施行する。

付 則 （平成19年3月31日庁達第32号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 （平成20年3月31日庁達第4号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 （平成21年3月31日庁達第13号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 （平成23年3月31日庁達第12号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 （令和３年３月３１日庁達第１２号）
この規程は、令和３年４月１日から施行する。

付 則 （令和５年３月３１日庁達第１２号）
この規程は、令和５年４月１日から施行する。

付 則 （令和６年３月２９日庁達第３号）
この規程は、令和６年４月１日から施行する。

別紙第1（第3条関係）

委 員 会 名	区 分
第 1 委 員 会	(1) 設計金額が1件1億5千万円以上の建設工事等の契約に係る競争入札 (2) 設計金額が1件4千万円以上の建設工事等の契約に係る随意契約
第 2 委 員 会	(1) 設計金額が1件5千万円以上1億5千万円未満の建設工事等の契約に係る競争入札 (2) 設計金額が1件2千万円以上4千万円未満の建設工事等の契約に係る随意契約
第 3 委 員 会	(1) 設計金額が1件1千万円以上5千万円未満の建設工事等の契約に係る競争入札 (2) 設計金額が1件1千万円以上2千万円未満の建設工事等の契約に係る随意契約
第 4 委 員 会	設計金額が1件1千万円未満の建設工事等の契約に係る競争入札及び随意契約
第 5 委 員 会	予定価格が1件4千万円以上の物品買入れ等の契約に係る競争入札及び随意契約
第 6 委 員 会	予定価格が1件1千万円以上4千万円未満の物品買入れ等の契約に係る競争入札及び随意契約

別紙第2（第3条関係）

委員会名	代表委員	委 員
第1委員会	副市長	企画総務部長、契約検査室長、産業経済部長、都市整備部長、契約検査室副室長並びに当該工事担当部課の部長（担当部長を含む。以下同じ）及び課長
第2委員会	企画総務部 契約検査室長	契約検査室副室長、契約検査室契約担当主査並びに当該工事担当部課の部長及び課長
第3委員会	企画総務部 契約検査室長	契約検査室副室長、契約検査室契約担当主査並びに当該工事担当部課の管理調整機能を有する課の長及び課長
第4委員会	企画総務部 契約検査室副室長	契約検査室契約担当主査及び当該工事担当課の課長
第5委員会	副市長	企画総務部長、契約検査室長、契約検査室副室長並びに当該物品買入れ等担当部課の部長及び課長
第6委員会	企画総務部 契約検査室長	契約検査室副室長、契約検査室契約担当主査及び当該物品買入れ等担当課の課長

備考

- 1 工事担当部課、工事担当課、物品買入れ等担当部課及び物品買入れ等担当課（以下「工事担当部課等」という。）には、大牟田市事務分掌規則（平成10年規則第21号）第2条に規定する課に相当する室を含む。この場合において、課長に相当する委員は、当該室長（企画総務部庁舎整備・組織改革推進室及び都市整備部流域治水推進室にあつては、副室長）とする。
- 2 「当該工事担当部課」及び「当該物品買入れ等担当課」が防災危機管理室である場合にお

けるこの表の適用については、「部長」とあるのは「室長」と、「課長」とあるのは「副室長」と、「当該工事担当部課の管理調整機能を有する課の長及び課長」とあるのは「副室長」とし、まちなか活性化推進室である場合におけるこの表の適用については、「部長」、「課長」及び「当該工事担当部課の管理調整機能を有する課の長及び課長」とあるのは「室長」とする。

- 3 第2委員会から第4委員会までの委員「契約検査室契約担当主査」は、主に工事契約に関する業務を担当する者とし、第6委員会の委員「契約検査室契約担当主査」は、主に物品契約に関する業務を担当する者とする。